

水俣病患者の 人権無視

原因を あいまいに

県人権擁護 委が問題へ 見舞い金も安い

県人権擁護委員連合会(藤原一男会長、百六十五人)では①水俣病の原因を国があいまいにしていること②患者への見舞い金がかきわめて安いことなどを「人権無視である」と問題にする方針である。



委員 内田

これは内田守熊本短大教授
県人権擁護委員から連合会に提
案されたもので、同会では四、五

月に予定されている理事会で正式な態度を決めるが、内田教授は、工場、県、水俣市に見舞い金の増額、水俣病対策の強化を要する。いっぽう、九州および全国の人権擁護委員連合会に問題を持ち上げ、全国的な運動にしたい考えである。

内田教授が水俣病に関して「人

権無視」だとの見解をとっている。理由は①原因について熊本研究班が工場廃水であると結論を出し、厚生省も支持しているのに会社(チッソ水俣工場)はこれを認めず、被害者に十分な補償その他を行なっていない②しかも見舞い金というあいまいな形で低額(未成年で年間七万五千円、成年で同十

四万円)を押し付け、将来工場廃水が原因であることがわかっても新たな補償要求はしない③との一札を取っている④このため、被害者は貧困にあえいでいるのに、工場および行政機関は治療、生活に必要な措置をとっていない⑤胎児性水俣病の教育が行なわれてない⑥などの点からである。

⑦県および水俣市教委が胎児性水俣病児に必要な教育施設を整える⑧などの要望を行ない、全国連合会を通して、水俣病の原因について早急に結論を出すよう強く要望する方針だという。

このため、連合会がこの問題を取り上げることになれば、同会としては人権擁護委員法一八条に基づき①工場側が見舞い金の増額または別途に補償金を出す②県、水俣市にそのため必要なあつせんを